保福障支第７３０号
令和２年５月１４日

放課後等デイサービス事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課長
（公印省略）

臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業の実施について（第２弾）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和２年５月７日付け通知「臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担補助事業の実施について（保福障支第 622 号）」のとおり、３月提供分の利用者負担額増加等の対応についてお示ししたところですが、別紙のとおり４月提供分以降についても利用者負担額増加に対する補助を実施します。
利用者負担額増加額の詳しい算定方法や申請方法等については、後日ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

【担当】
さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課自立支援給付係
TEL048-829-1305
FAX048-829-1981
e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp